

令和7年度 多文化共生ふれあい事業 実施校一覧(2025.5.1)

	区	学校 番号	学校名	学年	人数	予算	実施希望の国	実施団体		区	学校 番号	学校名	学年	人数	予算	実施希望の国	実施団体
1	川崎	001	殿町小	3年	51		韓国・朝鮮	ふれあい館	44	高津	060	久本小	3年	126		韓国・朝鮮、複数国	KFV
2	川崎	002	四谷小	3年	66		韓国・朝鮮	ふれあい館	45	高津	061	下作延小	3年	95		韓国・朝鮮、フィリピン、複数国	KFV
3	川崎	005	川中島小	3年	131		韓国・朝鮮	ふれあい館	46	高津	062	高津小	3年	213		韓国・朝鮮、カンボジア、アメリカ、イギリス、オリ	KFV
4	川崎	006	藤崎小	3年	103		韓国・朝鮮、ベトナム、中国、フィリピン	KFV	47	高津	064	西堀ヶ谷小	3年	108		韓国・朝鮮	ふれあい館
5	川崎	007	さくら小	1～3年	160		韓国・朝鮮、フィリピン	ふれあい館	48	高津	065	久末小	3年	111		韓国・朝鮮、フィリピン、スリランカ	KFV
6	川崎	008	大島小	3年	49		韓国・朝鮮	ふれあい館	49	高津	067	南原小	3年	33		韓国・朝鮮、ベトナム、フィジー、ルーマニア	KFV
7	川崎	009	渡田小	3年	120		韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム	KFV	50	高津	069	野川小	3年	146		韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジル	KFV
8	川崎	010	東小田小	3年	49		韓国・朝鮮	ふれあい館	51	高津	070	西野川小	3年	62		韓国・朝鮮、中国、フィリピン、メキシコ	KFV・メキシコ大使館
9	川崎	011	小田小	3年	103		韓国・朝鮮	ふれあい館	52	高津	071	南野川小	3年(192名)、6年(173名)	135	夢教育	川崎市と関わりがある国	国際交流協会
10	川崎	012	浅田小	3年	54		韓国・朝鮮、フィリピン、ネパール、ブラジル	KFV	53	宮前	075	西有馬小	3年	134		韓国・朝鮮	ふれあい館
11	川崎	014	向小	3年	43		韓国・朝鮮、中国、フィリピン	KFV	54	宮前	076	富士見台小	4年	188		アジア圏、中東圏、フランス	国際交流協会
12	川崎	015	田島小	3年	80	夢教育	韓国・朝鮮	ふれあい館	55	宮前	077	宮前平小	3年	119		韓国・朝鮮	韓国総合教育院
13	川崎	016	新町小	3年	53		韓国・朝鮮	ふれあい館	56	宮前	079	向丘小	3年	101		韓国・朝鮮	韓国総合教育院
14	川崎	017	旭町小	3年	96		韓国・朝鮮	ふれあい館	57	宮前	080	平小	3年	76		韓国・朝鮮、中国、フィリピンなどのアジア圏	KFV
15	川崎	018	宮前小	3年	103		韓国・朝鮮	ふれあい館	58	宮前	081	白幡台小	2年	36		モンゴル	国際交流協会
16	川崎	019	川崎小	3年	85		韓国・朝鮮	ふれあい館	59	宮前	087	長尾小	2年	41		モンゴル	国際交流協会
17	川崎	020	京町小	3年	47		韓国・朝鮮、フィリピン、ネパール	KFV	60	宮前	088	宿河原小	3年	137		韓国・朝鮮、フィリピン、複数国	KFV
18	幸	021	幸町小	3年	101		中国以外の複数国、韓国・朝鮮	KFV	61	宮前	093	南管小	3年	43		韓国・朝鮮	ふれあい館
19	幸	022	南河原小	3年	84		フィリピン、中国	KFV	62	多摩	094	西管小	3年	40		韓国・朝鮮、フィンランド、中国、ドイツ、ケニア	KFV
20	幸	024	西御幸小	3年	53		韓国・朝鮮	ふれあい館	63	多摩	096	東生田小	3年	114		韓国・朝鮮	韓国総合教育院
21	幸	026	古川小	3年	143		韓国・朝鮮	ふれあい館	64	多摩	098	生田小	3年	57		韓国・朝鮮	ふれあい館
22	幸	027	東小倉小	3年	108		韓国・朝鮮、アメリカ	KFV	65	多摩	099	南生田小	3年	170		韓国・朝鮮	ふれあい館
23	幸	029	古市場小	3年	85	夢教育	韓国・朝鮮	ふれあい館	66	多摩	101	西生田小	3年	107		韓国・朝鮮	ふれあい館
24	幸	034	新小倉小	3年	83		韓国・朝鮮、中国、フィリピン、アメリカ	KFV	67	麻生	103	金程小	3年	61		韓国・朝鮮	ふれあい館
25	幸	035	下河原小	3年	45		韓国・朝鮮	韓国総合教育院	68	麻生	104	百合丘小	3年	118	夢教育	韓国・朝鮮	ふれあい館
26	中原	038	下沼部小	3年	128		ヨーロッパ	国際交流協会	69	麻生	105	南百合丘小	2年	136		モンゴル	国際交流協会
27	中原	040	木月小	3年	70		韓国・朝鮮	ふれあい館	70	麻生	108	王禅寺中央小	3年	76		韓国・朝鮮、アメリカ、トンガ	KFV
28	中原	041	東住吉小	3年	102		韓国・朝鮮、タイ、アメリカ、フィリピン	KFV	71	麻生	109	真福寺小	5年	45		韓国・朝鮮、複数国	KFV
29	中原	042	住吉小	3年	80		中国、韓国・朝鮮、その他アジアの国々	KFV	72	麻生	110	虹ヶ丘小	3年	27		韓国・朝鮮	韓国総合教育院
30	中原	043	井田小	3年	174		地域や国が違う複数国、韓国・朝鮮	KFV	73	麻生	112	岡上小	3年	40		韓国・朝鮮	韓国総合教育院
31	中原	044	今井小	3年	86		韓国・朝鮮	ふれあい館	74	麻生	113	江平小	3年	115	夢教育	韓国・朝鮮	ふれあい館
32	中原	045	上丸子小	3年	124		韓国・朝鮮、フィリピン	KFV	75	麻生	114	栗木台小	3年	100	夢教育	ブラジル、ヨーロッパ	国際交流協会
33	中原	046	西丸子小	3年	87		韓国・朝鮮	ふれあい館	76	中原	301	聾学校	3～6年	8		モンゴル	国際交流協会
34	中原	048	宮内小	3年	149		韓国・朝鮮	ふれあい館	77	川崎	303	田島支援（高）	高等部3学年	53		韓国・朝鮮、複数国	国際交流協会
35	中原	049	大戸小	5年	125		ヨーロッパ	国際交流協会	78	川崎	304	田島支援桜校	中学部1～3年	53		韓国・朝鮮	ふれあい館
36	中原	050	下小田中小	3年	190		韓国・朝鮮、フィリピン	KFV									
37	中原	051	新城小	3年	136		韓国・朝鮮、インドネシア、中国、ブラジル	KFV									
38	中原	052	大谷戸小	3年	139		韓国・朝鮮	ふれあい館									
39	中原	053	小杉小	3年	156		韓国・朝鮮、6大陸それぞれ	KFV									
40	高津	054	子母口小	3年	176		韓国・朝鮮	ふれあい館									
41	高津	055	橋小	3年	136		韓国・朝鮮	韓国総合教育院									
42	高津	057	新作小	2年	101		モンゴル	国際交流協会									
43	高津	059	坂戸小	3年	143	夢教育	韓国・朝鮮	ふれあい館									

多文化共生ふれあい事業 実施要綱

(目的)

- 1 この要綱は、「川崎市外国人教育基本方針」に則り、川崎市の学校において民族文化の紹介や指導を行う外国人市民等（以下、「講師」という。）を招請して多文化共生をめざす学習活動を実施する際に、教育委員会が行う支援の内容を定めるものとする。

(事業の定義)

- 2 この要綱でいう多文化共生をめざす学習活動とは、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、文化の相互尊重と多文化共生社会を築く意識や態度を育むことをねらいとする教科学習、特別活動、部活動等をいう。ただし、外国語（とりわけ英語）の援助のためのものではなく、また単に民族的な芸術・文化の鑑賞会に止まるものであってはならない。

(支援の内容)

- 3 多文化共生ふれあい事業において、教育委員会は以下の支援を行う。
 - (1) 講師謝礼等の負担
講師として学校での教育活動に参加した場合、講師への謝礼として一人一回5,000円、コーディネーターへの謝礼として派遣校1校につき、3,000円を教育委員会が負担する。
 - (2) 講師選定の支援
講師の選定は、教育委員会事務局教育政策室人権・多文化共生教育担当と連絡を取り合いながら、学校が主体的に選定し、招請する。教育委員会事務局教育政策室人権・多文化共生教育担当は、講師選定に関する情報の収集・提供等の他、多文化共生をめざす学習活動がより効果的に行われるよう助言等を行う。

(事業の実施)

- 4 多文化共生ふれあい事業は、学校の申請に基づいて実施する。ただし、その目的や期間、招請人数等によっては、教育委員会は支援できない場合もある。

(申請書等)

- 5 学校は、申請に際しては「多文化共生ふれあい事業計画書」を提出し、事業が終了した際には「多文化共生ふれあい事業報告書」を提出する。

(事務の所管)

- 7 多文化共生ふれあい事業に関する事務は、川崎市教育委員会事務局教育政策室人権・多文化共生教育担当が行う。

(委任)

- 8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学校と教育委員会事務局教育政策室人権・多文化共生教育担当がその都度協議のうえ、定めるものとする。

附則

この事業は、1997年度(平成9年度)5月1日より実施した。
この改正要綱は、1999年度(平成11年度)5月1日より施行する。
この改正要綱は、2005年度(平成17年度)5月1日より施行する。
この改正要綱は、2015年度(平成27年度)4月1日より施行する。
この改正要綱は、2020年度(令和2年度)6月26日より施行する。
この改正要綱は、2021年度(令和3年度)4月1日より施行する。